

ツバキ自生北限地帯

- 1 追加指定及び指定解除の対象の名称、既指定地の指定告示年月日
名 称:ツバキ自生北限地帯
告示年月日:大正11年10月12日
- 2 追加指定及び指定解除の対象の所在地
追加指定部分:男鹿市船川港椿字坂ノ上61、87-1の一部
指定解除部分:男鹿市船川港椿字家ノ後19-1の一部
- 3 追加指定及び指定解除の対象地域の面積
追加指定面積: 2, 606. 31㎡
指定解除面積: 1, 468. 49㎡
既指定面積: 8, 429 ㎡

4 説 明

ツバキ自生北限地帯は、大正11年に、青森県夏泊半島のヤブツバキ群落とともにツバキ自生北限地帯として天然記念物に指定された。天然記念物の指定理由「植物(十)著しい植物分布の限界地」との基準で指定されたものである。

今回、追加指定を行うのは、指定地の北東に隣接する部分である。平成22～23年度に行われた分布調査により、良好な自生地として将来にわたり保護すべき範囲として確認されたものである。

また、指定解除を行うのは、指定地の南西端にあたる急傾斜地である。国土調査等により指定地の地番と確認されたが、指定当初(大正11年)の範囲とは錯誤があったとみられ、現在はツバキの自生が見られず将来にわたっても自生が見込めない部分である。さらには急傾斜地崩壊危険区域にあたり、今後、崩壊防止工事等の開発行為が予想される区域でもある。

現地の自生ヤブツバキが将来永続的に繁栄できる環境を整備し、防災対策等にも迅速に対応していくため、今回の追加指定及び指定解除により、本来保護すべき範囲を明確にするものである。

